

## 改正・省エネ法の解説

### —事業者単位での義務化へ向けた企業の対応—

情報技術研究所

荻原 充彦

#### 【概要】

- 2009年4月に改正・省エネ法が施行され、エネルギー使用の報告義務を行う事業者の範囲、対応内容などが大幅に変更された。
- 主な改正点は2つある。
  - ・エネルギー管理義務が、事業所単位での指定から事業者単位での指定に変更になる。報告義務の対象は、事業者全体のエネルギー使用量が1,500k1/年以上（原油換算）の事業者となる。
  - ・指定された事業者は、使用状況届出、定期報告、中長期計画の提出、およびエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選出が義務化される。

#### ■変わる省エネ法

2009年4月に改正・省エネ法<sup>1)</sup>が施行され、エネルギー消費の報告義務を行う事業者の範囲が大幅に拡大されることになった。本稿では改正・省エネ法について、対象事業者の範囲、発生する義務、スケジュールなど、事業者が対応の必要がある改正部分に焦点を当て解説する。

省エネ法は、エネルギーを効率的に使用するため、工場などで省エネを進めるための措置を定めた法律である。第2次オイルショックの起こった1979年に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」として制定される。その後、以下の改正を経て現在に至る。

- 1993年  
省エネルギーに関する基本方針の策定や、エネルギー管理指定工場に係る定期報告の義務付けなどが追加された。
- 1998年  
トップランナー方式<sup>2)</sup>の適用など、省エネ基準の強化やエネルギー使用の合理化義務

の強化などが盛り込まれた。

- 2002年  
指定工場の範囲拡大や報告義務強化など、民生・業務部門における省エネルギー強化を目的に改正された。
- 2005年  
エネルギー使用の削減を一層進めるため、熱と電気の管理を一体とするなど、省エネ法の抜本的な改正が行われた。
- 2008年  
地球温暖化対策の推進などを目的に、事業者単位でのエネルギー管理を義務付ける改正を公布した。

#### ■主な改正内容

1. 対象範囲  
省エネ法の対象範囲は、以下のように規定されている。
  - ・改正前  
工場や事業所単位でのエネルギー使用量が対

象で、年間の使用量が3,000k1以上（原油換算以下、本稿では省略する）の事業所は、第一種エネルギー管理指定工場と指定される。また、1,500k1/年以上の事業所は、第二種エネルギー管理指定工場と指定される。

指定を受けた事業所は、エネルギー管理者、もしくはエネルギー管理員の選任と、各種報告書の提出義務がある。

#### ・改正後

工場や事業所単位ではなく、事業者全体のエネルギー使用量が1,500k1/年以上の事業者が対象となる(図1)。本社、支社、工場などのほか、コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーンも対象に含まれる。エネルギー使用量が1,500k1/年以上の事業者は、特定事業者として国から指定を受ける。また、改正前の基準である第一種エネルギー管理指定工場、および第二種エネルギー管理指定工場の条件に当てはまる事業所については、義務が継続される。

今回、新たに対象範囲となるフランチャイズ

チェーンは、チェーン全体で1事業者とみなし、事業者単位での規制が導入される。フランチャイズ契約事業者を含む事業者全体の年間の合計エネルギー使用量が1,500k1/年以上の場合、チェーン本部が合計エネルギーを国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければならない。

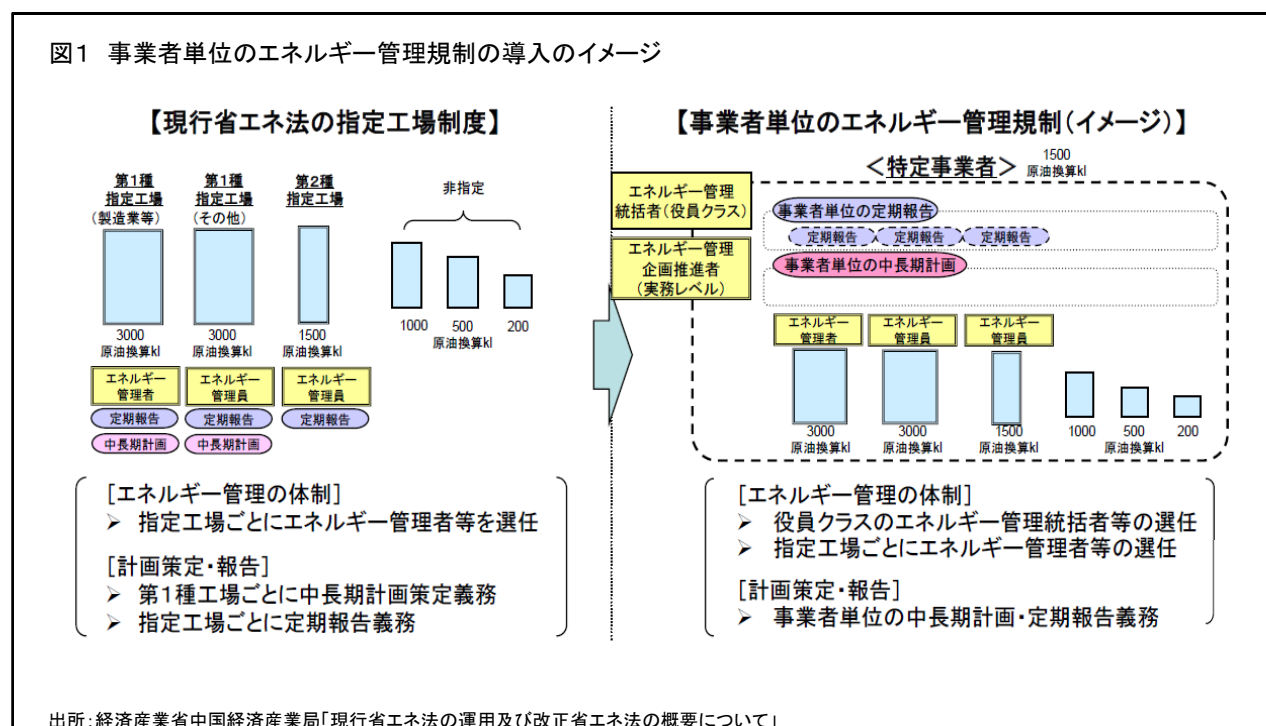
ホールディングカンパニーにおいては、傘下に別の法人格を持っている場合は、それぞれの事業者を1事業者とみなす。

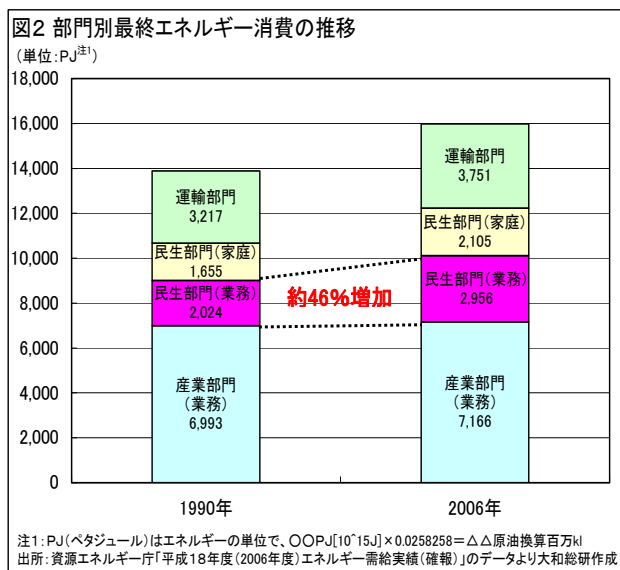
今までは、工場や事業所ごとのエネルギー使用が対象だったのが、今回の改正により、事業者単位でのエネルギー使用に対象範囲が変更される。

これまでの1,500k1/年以上の事業所という条件では、大規模工場や大企業の本社などの事業所が中心であった。民生・業務部門の中小規模のビルや店舗は、施設単体のエネルギー消費が少ないため、対象に入らなかった。

産業部門のエネルギー消費量は1990年から

図1 事業者単位のエネルギー管理規制の導入のイメージ





2006年まで、ほとんど横ばいなのに対し、民生・業務部門では約46%も増加している(図2)。今回の改正は、大幅にエネルギー消費が増えている民生・業務部門における省エネ推進を強化する狙いがある。

## 2. 対象事業者の規模

エネルギー消費が1,500kl/年以上の事業者というのは、実際にはどの程度の規模なのか。エネルギー使用量の目安を、図3に挙げた。

省エネ法では、エネルギー使用量を原油に換算して報告する。例えば、600万kWhの電気を使用した場合<sup>3)</sup>を原油に換算すると、1,543klとなる。

これは、以下の式から導き出される。

$$600 \text{ 万kWh} \times 0.0002572 \text{ kWh/kl}^{4)} = 1,543 \text{ kl}$$

1つの目安として、年間の電力使用量が600万kWh以上の事業者は、今回の対象範囲となる可能性がある。月間の電力使用量にすると50万kWhであり、電力単価が1kWhあたり14円の場合、月間の電気代が700万円以上の事業者ということになる。

図3 エネルギー使用量1,500kl/年(原油換算)の目安

### (1) 事業所単位での目安

- ホテル → 客室数300~399室のホテルの約5割、500~599室のホテルの約8割が1,500kl/年以上
- 病院 → ベッド数500~599床の病院の約5割、600~699床の病院の約7割が1,500kl/年以上
- 学校 → 1,500kl/年近辺の学校の平均学生数は約4千人
- 小売り → 1,500kl/年近辺の小売事業者の平均延床面積は約3万㎡
- 事務所 → 代表的な事務所のエネルギー使用量(2,000MJ/㎡・年)で換算した場合、1,500kl/年は約3万㎡に相当

### (2) チェーン店の場合の目安

- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| コンビニエンスストア(40kl/年)           | 30~40店舗以上 |
| ファーストフード(ハンバーガーショップ)(60kl/年) | 25店舗以上    |
| ファミリーレストラン(100kl/年)          | 15店舗以上    |
| フィットネスクラブ(200kl/年)           | 8店舗以上     |

【注意】資源エネルギー庁調べ。一般的な平均値であって、事業の特徴(例えば、式場施設の有無、高度医療機器の有無、理工系学部の有無、生鮮食料品売り場の割合)等によってエネルギーの使用状況は異なる。

出所:経済産業省中国経済産業局「現行省エネ法の運用及び改正省エネ法の概要について」

例えば、

①コンビニエンスストア

1店舗の月間の電気代が30万円とすると、店舗の年間のエネルギー使用量は、原油換算で約66k1となる。

$30 \text{万円} \div 14 \text{円} \times 0.0002572 \text{kWh/k1}^{3)} \times 12 \text{カ月} = \text{約} 66 \text{k1}$

同規模の店舗が23あれば、対象範囲となる。店舗以外にも、本部、物流センターなども対象範囲に入る。

②スーパーマーケット

1店舗の月間の電気代が100万円とすると、

店舗の年間のエネルギー使用量は、原油換算で約220k1となる。

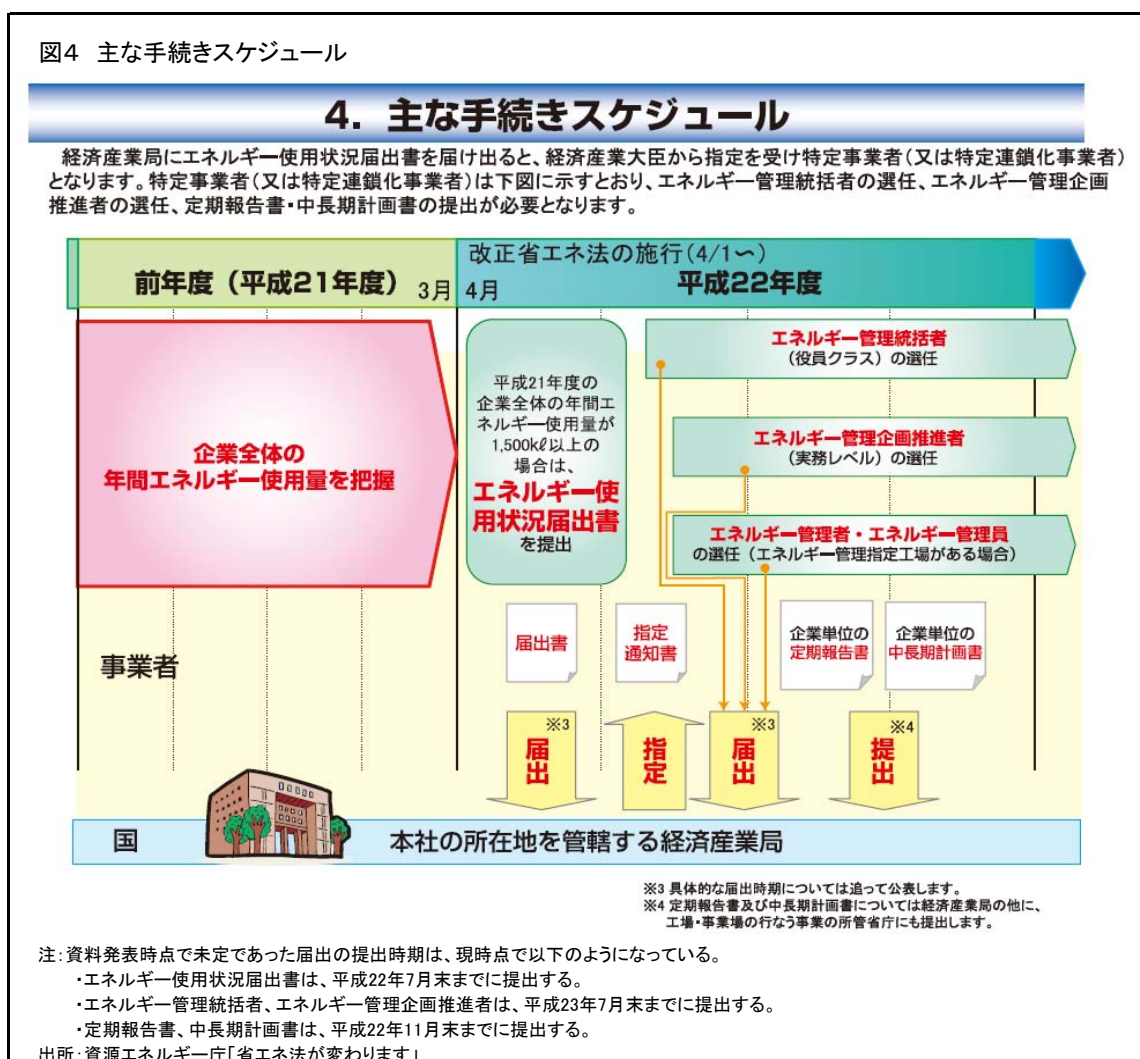
$100 \text{万円} \div 14 \text{円} \times 0.0002572 \text{kWh/k1}^{3)} \times 12 \text{カ月} = \text{約} 220 \text{k1}$

同規模の店舗が7あれば、対象範囲となる。店舗以外にも、本部、物流センターなども対象範囲に入る。

3. 対応内容と時期

今回の改正・省エネ法における事業者の対応内容とスケジュールは、図4の通りである。事業者がとるべき対応は、大きく以下の4つに分かれる。

図4 主な手続きスケジュール



## ①年間エネルギー使用量の把握

内容：事業者が設置しているすべての工場、事業所、店舗などのエネルギー使用量を計測する。

時期：2009年4月1日～2010年3月31日の1年間。

## ②使用状況届出書の提出

内容：①で計測したエネルギー使用量が1,500kl以上の場合は、使用状況届出書を提出する。そして、経済産業局から特定事業者としての指定を受ける。

時期：2010年7月末までに提出する。

## ③エネルギー管理者の選出

指定を受けた事業者は、エネルギー管理統括者、およびエネルギー管理企画推進者を選任する。

## ・エネルギー管理統括者

内容：資格要件は特になく、取締役会などで発言権のある役員クラスの者と想定している。

時期：指定通知を受けてから速やかに選任する。選任届は2011年7月末までに提出する。

## ・エネルギー管理企画推進者

内容：エネルギー管理員講習修了者であるかエネルギー管理士の資格を有している者を選任する。

時期：資格要件があるため、2010年度は指定通知後、9カ月以内に選任する。選任届は2011年7月末までに提出する。

エネルギー管理統括者は、その事業者を代表するエネルギー管理のトップであり、補佐役として実務レベルのエネルギー管理企画推進者を置くというイメージである。

## ④定期報告、および中長期報告

指定を受けた事業者は、毎年、定期報告書と中長期報告書を提出する義務がある。

## ・定期報告書

内容：事業者全体のエネルギー使用状況を毎年、報告するためのものである(図5)。

図5 定期報告書改正の基本的考え方

改正後における定期報告書の主な記載内容

■特定事業者又は特定連鎖化事業者の内容

- 名称・所在地等
- エネルギー使用量及び販売した副生エネルギー等の量(全工場・事業場の合計量)
- 全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等
- 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況
- 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合の理由等
- ベンチマーク指標の状況等(該当する事業者のみ)
- 判断の基準の遵守状況
- エネルギー管理指定工場等の一覧
- エネルギー管理指定工場等に指定されておらず、新たにエネルギー使用量が1,500kl以上となる工場等の一覧

■内訳としてエネルギー管理指定工場等の内容

※現行法における定期報告書の内容とほぼ同様の情報を記載

出所：経済産業省中国経済産業局「現行省エネ法の運用及び改正省エネ法の概要について」

時期：2010年度は11月末まで、2011年以降は7月末までに提出を行う。

・中長期計画書

内容：事業者全体のエネルギー使用の合理化に関する中長期（3～5年）の計画を記載する。

時期：2010年度は11月末まで、2011年以降は7月末までに提出を行う。

#### 4. 罰則について

前述の対応内容について、義務を怠った場合の罰則は、以下のように規定されている。

・各種書類の未提出

使用状況届出書、定期報告書、中長期報告書の提出を怠った場合は、50万円以下の罰金が課せられる。

・エネルギー管理者の未選任

エネルギー管理統括者、およびエネルギー管理企画推進者を選任しなかった場合は、100万

円以下の罰金が課せられる。

ただし義務を怠った場合、指導という形で通知を行い、それでも対応しない事業者に対して、適用を検討していく。

#### ■まとめ

今回の改正では、対象範囲、対応内容が大きく変更される。対象事業者は、日本全国で約1万社と想定しており、これまで民生・業務部門のエネルギー消費の約1割しかカバーできていなかった範囲を、約5割に拡大する狙いがある。

対象になる事業者は、2010年度から前年度のエネルギー使用状況を報告する必要があり、そのためのエネルギー使用量の計測は、2009年4月からを対象としている。また低炭素社会実現に向けた企業の社会的責任と、省エネの取り組みによるコスト削減という両面から、企業は改正・省エネ法を理解し、対応をとることが望まれる。 ～以上～

#### 【注釈】

- 1) 2008年5月に省エネ法の一部を改正する法律が公布され、2009年4月に「建築物に係る省エネ対策の強化」の部分が施行、2010年4月に「事業者単位及びフランチャイズチェーンに対する規制」の部分が施行される。
- 2) 電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高レベルに設定し、基準に達していない場合は、ペナルティーを課す方式である。
- 3) 電気以外にもガス、LPG、灯油、重油、軽油、ガソリンなどの燃料もエネルギー使用に含まれる。
- 4)  $0.0002572\text{kWh/k1} \approx 9.970\text{KJ/kWh}$  (電力・昼間の単位発熱量)  $\times 0.0258\text{k1/GJ}$  (原油換算係数)  
使用している値は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（経済産業省令第44号、平成18年9月19日最終改正）」による。

#### 【参考】

- 1) 資源エネルギー庁ホームページ <http://www.enecho.meti.go.jp/>
- 2) 経済産業省中国経済産業局ホームページ <http://www.chugoku.meti.go.jp/>